

第 5 編

民 生

—— 内 容 ——

1	福祉手当助成関係……………	59
2	生活保護等……………	70
3	児童福祉……………	71
4	障害者福祉……………	75
5	高齢者福祉……………	76
6	国民年金……………	77
7	国民健康保険……………	78
8	健康福祉……………	81

1 児童・障害者・高齢者の福祉手当助成関係

名称	関係法令	対象者	説明										
子ども医療費支給	子ども医療費支給に関する条例	通院 : 18歳年度末まで 入院 : 18歳年度末まで	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて支給 所得制限なし 県1/2補助 ※県制度の支給補助対象は、通院：9歳年度末まで、入院：15歳年度末まで										
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する年度末までの児童と、その母又は父等	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて支給 所得制限あり 県1/2補助										
児童手当	児童手当法	18歳に到達後最初の3月31日までの間にある子ども（高校生年代までの子ども）を養育している生計の主体者	支給月額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">0～3歳未満</td> <td>第1子、第2子</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳～高校生年代まで</td> <td>第1子、第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>30,000円</td> </tr> </table> <p>費用負担 被用者の3歳未満については、支援納付金と事業主の負担割合を3:2とする。非被用者の3歳未満については、3/5を支援納付金、残りを国と地方で2:1負担する。3歳以降については一律、1/3を支援納付金、残りを国と地方で2:1負担する。（公務員分については所属庁の負担とする） ※第1子、第2子、第3子は22歳の年度末までの子どもの数を数える。所得制限なし。</p>	0～3歳未満	第1子、第2子	15,000円	第3子以降	30,000円	3歳～高校生年代まで	第1子、第2子	10,000円	第3子以降	30,000円
0～3歳未満	第1子、第2子	15,000円											
	第3子以降	30,000円											
3歳～高校生年代まで	第1子、第2子	10,000円											
	第3子以降	30,000円											
児童扶養手当	児童扶養手当法	母子・父子家庭等の18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している母又は父等	国庫負担金 1/3 1人 46,690円（全部支給） ○所得制限あり（一部支給停止、全額支給停止） 2人目からは1人につき11,030円～5,520円を加算										
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当法	20歳未満の精神又は身体に障害のある児童を家庭において育てている人	1級 月額56,800円 2級 月額37,830円 ○所得制限あり（全額支給停止）										
心臓病児童手術見舞金	心臓病児童手術見舞金支給要綱	18歳未満の児童	心臓病手術による入院に係る自己負担の2分の1を支給 支給限度額150,000円 ※子ども医療費が満18歳年度末までに年齢拡大したことにより令和6年9月で事業終了し、申請は令和7年度末まで受付を行います。										
子育て援助活動支援事業利用料助成	子育て援助活動支援事業利用料助成金交付要綱	生活保護世帯・市民税非課税世帯 2人以上の児童のいる世帯（同月に2人以上の児童が利用した場合のみ）	ファミリー・サポート・センター及び子育て緊急サポート事業1ヶ月の利用料の半額を助成する。それぞれ1万円を限度とする。										
小児慢性特定疾病児童等助成	小児慢性特定疾病児童等助成金支給要綱	埼玉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者	15,000円/年度										
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	特別児童扶養手当法	重度の身体障害者又は知的障害者等	特別障害者手当 29,590円/月 障害児福祉手当 16,100円/月 福祉手当 16,100円/月 } 国3/4・市1/4 ○所得制限あり										

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
重度心身障害者福祉手当	重度心身障害者福祉手当支給条例	身体障害者手帳1・2級 療育手帳 ④・A・B 精神障害者保健福祉手帳1級	1,750円/月 第2条第1号に該当する者 6,000円/月 第2条第1号以外に該当する者 } ○所得制限あり(住民税課税者は支給停止)
難病者福祉手当	難病者福祉手当支給条例	埼玉県特定疾患等医療受給者証の交付を受けている者	4,000円/月 ○所得制限あり(住民税課税者は支給停止)
重度心身障害者の医療費の助成	重度心身障害者の医療費の助成に関する条例	身体障害者手帳 1・2・3級 療育手帳 ④・A・B 精神障害者保健福祉手帳 1級 65歳以上で、後期高齢者医療広域連合の定める障害程度の状態と認定を受けた者	医療保険制度の適用される医療費の一部負担金から高額療養費、附加給付金及び他法負担分を除いて助成する。入院時の食事代は半額助成(20歳未満は全額助成)する。 県1/2補助(精神障害者保健福祉手帳1級の方については、精神病床の入院に係る費用は助成対象外) ○年齢等による資格制限あり ○所得制限あり
意思疎通支援者派遣事業	意思疎通支援者派遣事業実施要綱	聴覚障害者及び音声・言語機能障害者等	聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・要約筆記者を派遣する。
補装具費の支給	障害者総合支援法	身体障害者手帳保持者または難病患者等で、補装具を必要とする者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	車いす、補聴器等の費用(それぞれの基準額)を支給する。
難聴児補聴器購入費助成	難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等で、両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付の対象とならない者	別に定める算定基礎額の3分の2の額を補聴器購入費の一部として助成する。
重度身体障害者居宅改善整備費助成	重度身体障害者居宅改善整備費助成事業実施要綱	身体障害者手帳1、2級の者(下肢・体幹障害)。ただし、介護保険適用者は対象外	対象経費の2/3とし、24万円を限度とする。
身体障害者用自動車改造費助成	身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	身体障害者手帳保持者で一定の要件を満たす者	100,000円を限度とする。
重度心身障害者自動車等燃料費助成	重度心身障害者自動車等燃料費助成に関する要綱	身体障害者手帳1・2級又は療育手帳④・Aの交付を受けていて次の要件を満たしている者 ○重度心身障害者が生業に使用し、又は家族等が重度心身障害者のために通所・通学・通院等に使用する自動車等 ○自動車等は重度心身障害者又はその者と生計を同じにする者の所有であるもの ○在宅生活者	ガソリン1ℓにつき55円とし、月50ℓを限度とする。(自動二輪車・原動機付自転車は10ℓ 限度) 軽油1ℓにつき35円とし、月50ℓを限度とする。 LPG1ℓにつき25円とし、月50ℓを限度とする。 (重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成との併給は不可)

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
障害者日常生活用具の給付	障害者日常生活用具給付事業実施要綱	障害者、障害児、難病患者等で、日常生活用具を必要とする者。ただし、介護保険適用者は介護保険優先	市内に居住し本市が援護している在宅生活者に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用時計、居宅生活動作補助用具、点字タイプライター、訓練いす、訓練用ベッド、電磁調理器、視覚障害者用体温計（音声式）、聴覚障害者用屋内信号装置、火災警報器、自動消火器、透析液加温器、酸素ボンベ運搬車、頭部保護帽、入浴補助用具、トイレチェアー、聴覚障害者用情報受信装置、ストマ用装具、点字図書、視覚障害者用体重計、ネプライザー、携帯用会話補助装置、視覚障害者用誘導装置、車椅子用段昇降機、点字ディスプレイ、携帯用信号装置、電気式たん吸引器 人工内耳用電池、カーシート、パルスオキシメーター等
重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成	重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成に関する要綱	身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 ④・A ○在宅生活者	タクシーを利用する際、1回の乗車につき（初乗運賃相当額の2倍以上の料金の場合）2枚まで使用することができ、1枚につき初乗り料金相当額を助成する。利用券は月5枚の割合で年度当初に交付する。（重度心身障害者自動車等燃料費助成との併給は不可）
聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成	聴覚障害者用福祉電話基本料金等助成に関する要綱	聴覚機能障害3級以上及び音声又は言語機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている者	基本料金（回線使用料、配線設備使用料、機器使用料、リース料）及び購入設置費を助成する。 ○基本料金 月額6/10 ○ファクシミリ 購入設置費6/10とし、60,000円を限度とする。 ○電話又はフラッシュベル 購入設置費6/10とし、12,000円を限度とする。
障害者等の補装具購入等に係る利用者負担に対する助成	障害者等の補装具購入等に係る利用者負担に対する助成実施要綱	身体障害者補装具、障害者日常生活用具、小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付対象となった者 難聴児補聴器購入助成の対象となった者	市内に居住し本市が援護する在宅生活者に対し、補装具の交付、修理、日常生活用具の給付等に係る自己負担金を助成する。
地域活動支援センター（サービス向上型）等通所者奨励金支給	地域活動支援センター（サービス向上型）等通所者奨励金支給要綱	地域活動支援センター（サービス向上型）等に通所している者	1カ月の通所日数が15日以上ある者に月額2,000円の通所者奨励金を支給する。
知的障害者総合補償制度保険料の助成	知的障害者総合補償制度保険料の助成に関する要綱	知的障害者	知的障害者が加入する総合補償制度保険料の一部（課税世帯は保険料の1/2で4,000円が上限、非課税世帯は保険料の7/10で、11,900円が上限）を助成する。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱	入間市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第2条に該当する者	在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付する。 【給付の対象となる用具】 便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、頭部保護帽、歩行支援用具、電気式たん吸引器、特殊便器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネプライザー、パルスオキシメーター、ストマ装具（消化器系・尿路系）（在宅以外の者についても対象）、人工鼻
在宅重度身体障害者入浴サービス事業	在宅重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者（ただし介護保険適用者は介護保険優先）。	月4回を限度として、入浴サービスを提供する。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
介護給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護、施設入所支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯（非課税世帯）は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
訓練等給付	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型＝雇用型・B型＝非雇用型）、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯（非課税世帯）は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害者医療費	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	障害に係る医療費の公費負担制度（精神通院医療、更生医療、育成医療） 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。
障害児通所支援	児童福祉法	障害児等	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 利用者負担は、原則として10%の定率負担であるが、低所得世帯（非課税世帯）は無料、課税世帯でも負担上限額を設定するなどの負担軽減がある。3歳児～5歳児 無償化（3歳に到達後最初の4/1～就学するまで）
相談支援	障害者総合支援法 児童福祉法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等、家族、介護人、関係者	障害福祉サービスの情報や専門機関の紹介、福祉サービスの手続きの支援等を行う。また、日常生活で困ったことを一緒に考えて、その解決方法を見つけていく。 地域計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、障害児相談支援
障害者就労支援	障害者総合支援法	身体障害者、知的障害者、精神障害者、家族、関係者	求職相談、就労継続支援、離職後の支援等を行う。また、相談支援センターの相談支援専門員と連携し、生活と就労の支援を総合的に行う。
障害者移動支援	障害者移動支援事業実施要綱	視覚障害者又は全身性障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行う。 利用は1カ月当たり60時間を限度とする。 利用料は利用時間により異なる。 利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
障害者地域活動支援センター事業	障害者デイサービス事業実施要綱 地域活動支援センター（サービス向上型）事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等	障害のある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流等の便宜を図る。 デイサービスの場合は、障害程度により利用料が異なる。 デイサービスの利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。 サービス向上型の利用者負担は無料。
障害者福祉ホーム事業	障害者福祉ホーム事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者	住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供するとともに日常生活に必要な支援を行う。

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
障害者日中一時支援	障害者日中一時支援事業実施要綱	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病患者等	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息等の支援を図る。 利用料は障害程度により異なる。利用者負担は、課税世帯では利用料の5%（障害児の場合は、世帯員の所得割額の合計が28万円未満の場合は無料）、非課税世帯及び生活保護世帯では無料。
生活ホーム事業	生活ホーム事業実施要綱	身辺自立している身体障害者及び知的障害者	自立した生活を望みながら家庭環境、住宅事情等により自立が阻害されている身体障害者及び知的障害者が入居し、その社会的自立を助長するための指導及び援助を行う。（自己負担額有）
心身障害者生活サポート事業	心身障害者生活サポート事業実施要綱	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病患者等	障害者の方へ1年度150時間を限度として外出援護等のサービスを提供（自己負担額有）
心身障害者通学等移動介護人派遣事業	入間市中心身障害者通学等移動介護人派遣事業実施要綱	市内在住で、小中学校、高校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学等に通学する者で、身体障害又は知的障害があり、1人での通学が困難であると認められる者	就学する心身障害者に対し、通学等が円滑に行えるよう介護人を派遣することにより、心身障害者の自立と社会参加を促進し、心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする事業

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明								
敬老祝金	敬老祝金等支給条例	9月15日現在引続き1年以上市内に居住し、年度中に77歳、88歳、99歳に達する方	民生委員・児童委員協議会の協力を得て、9月中に敬老祝金等支給対象者に直接支給する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77歳</td> <td>祝品</td> </tr> <tr> <td>88歳</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>99歳</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	金額	77歳	祝品	88歳	5,000円	99歳	10,000円
年齢	金額										
77歳	祝品										
88歳	5,000円										
99歳	10,000円										
養護老人ホームへの入所	老人福祉法 老人ホーム入所等判定委員会条例	65歳以上の老人で、環境上及び経済的理由により、家庭での養護を受けることが困難な方	入間市老人ホーム入所等判定委員会により入所の可否を判定する。								
在宅高齢者等おむつ事業	在宅高齢者等おむつ事業実施要綱	市内に居住し、本市の介護認定審査会において要支援以上の認定を受けた在宅の高齢者等で常時失禁の状態にある方	紙おむつの給付…指定業者の中から1業者を選択。月額5千円を限度に給付。自己負担1割。								
ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業	ねたきり高齢者等寝具乾燥車派遣事業実施要綱	市内に住所を有する常時臥床している65歳以上の者で家族が寝具乾燥を行うことが困難な方。世帯の全員が75歳以上の方。身体障害者手帳1、2級を所持しており、本人および家族が寝具乾燥を行うことが困難な方	月1回程度、寝具乾燥車を無料で派遣する。								
ねたきり高齢者等介護手当	ねたきり高齢者等介護手当支給条例	市内に住所を有する介護保険で要介護の認定を受け、常時臥床の状態またはこれに準じる状態が6か月以上継続している65歳以上の者を常時介護している方	支給額…月額5,000円 ただし、介護を受けている者及び介護者が市民税非課税世帯に属する場合は10,000円 支給月…4月・8月・12月								
一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業	一人暮らし高齢者等緊急通報システム事業実施要綱	市内に住所を有する日常生活に不安のある75歳以上のひとり暮らし、日中独居者及び75歳以上の世帯 ※身体障害者手帳1・2級所持者、65歳以上で心身の状況により常時注意を必要とするひとり暮らし、日中独居者も対象	3業者から選択可能。 緊急通報装置設置、非常用ペンダントの貸与。緊急通報装置または非常用ペンダントのボタンを押すと電話回線、または、無線通信にて警備会社に連絡。必要に応じ救急車、消防車の出動要請をする。所得に応じて自己負担がある。 ※その他、各業者によるオプション（火災センサー等）あり。								
老人憩いの家事業	老人憩いの家設置及び運営管理要綱	原則として市内に居住する60歳以上の方	市内に居住する高齢者に対して健全な憩いの場を提供し、心身の健康増進を図るため、高齢者の身近な地域に気軽に利用できる施設を整備するもの。施設の利用促進を図るために日常管理については地域の健康推進クラブに委託している。								

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明										
要援護高齢者等タクシー利用料金の助成	要援護高齢者等タクシー利用料金助成に関する要綱	市内に住所を有する介護保険の要介護の認定を受けた者（重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成に関する要綱に該当するものを除く）	1枚500円のタクシー利用券を申請により配布する。1回の利用に2枚まで使用できる。（利用は通院、通所に限る） <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から6月</td> <td>12枚</td> </tr> <tr> <td>7月から9月</td> <td>9枚</td> </tr> <tr> <td>10月から12月</td> <td>6枚</td> </tr> <tr> <td>1月から2月</td> <td>3枚</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	枚数	4月から6月	12枚	7月から9月	9枚	10月から12月	6枚	1月から2月	3枚
申請月	枚数												
4月から6月	12枚												
7月から9月	9枚												
10月から12月	6枚												
1月から2月	3枚												
高齢者等支援事業利用者負担軽減事業	高齢者等支援事業利用者負担軽減事業実施要綱	市内に住所を有し、本市の介護認定審査会において認定を受けている低所得者（住民税非課税世帯に属する者等）	介護保険利用料（在宅サービス）自己負担分について一部助成する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方</th> <th>助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯かつ入間市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第1号該当者</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方	助成割合	市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	2分の1	市町村民税非課税世帯かつ入間市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第1号該当者	2分の1	市町村民税非課税世帯	4分の1		
市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方	助成割合												
市町村民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	2分の1												
市町村民税非課税世帯かつ入間市重度心身障害者福祉手当支給条例第3条第1項第1号該当者	2分の1												
市町村民税非課税世帯	4分の1												
ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業	ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業実施要綱	市内に住所を有し、要介護の認定を受けた者（要支援は除く）のうち、病気等により常時臥床の状態又はこれに準ずる状態にあって、その状態が3ヶ月以上継続している者（入院・入所している者は除く）	1枚2,500円の利用補助券を申請により配付する。1回の利用に1枚使用できる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請日</th> <th>枚数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月から9月</td> <td>4枚</td> </tr> <tr> <td>10月から3月</td> <td>2枚</td> </tr> </tbody> </table>	申請日	枚数	4月から9月	4枚	10月から3月	2枚				
申請日	枚数												
4月から9月	4枚												
10月から3月	2枚												
認知症高齢者等支援事業（位置情報サービス）	認知症高齢者等支援事業実施要綱	市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ②療育手帳の交付を受けている者で、外出中に行方不明になるおそれのある方 ③40歳以上であって、かつ、要支援または要介護認定を受けている者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ④器質性精神障害があり、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方 ⑤前各号に掲げる方のほか、市長が必要と認めた方	外出中に行方不明になるおそれのある高齢者等に、位置情報通信端末機を貸与することで、行方不明時に対象者の所在地を把握し、早期保護及び安全確保を図る。所得に応じて自己負担がある。										

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明
認知症高齢者等支援事業 (身元確認支援サービス)	認知症高齢者等支援事業実施要綱	<p>市内に住所を有する在宅の方で、次のいずれかに該当する方</p> <p>①65 歳以上の者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方</p> <p>②療育手帳の交付を受けている者で、外出中に行方不明になるおそれのある方</p> <p>③40 歳以上であって、かつ、要支援または要介護認定を受けている者で、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方</p> <p>④器質性精神障害があり、認知症症状により外出中に行方不明になるおそれのある方</p> <p>⑤前各号に掲げる方のほか、市長が必要と認めた方</p>	<p>外出中に行方不明になるおそれのある高齢者等に身元確認の助けとなる物品を交付し、早期保護及び安全確保を図ることで介護する者の精神的負担を軽減する。</p> <p>交付物品</p> <p>①爪Qシール（入間市名称及び身元特定番号、市役所の電話番号が登録されたQRコードが記載され、主に爪に貼付するシール）</p> <p>②かかとステッカー（入間市名称及び身元特定番号が印字された靴に貼付する蛍光ステッカー）</p> <p>③キーホルダー（爪Qシールと同様のQRコードが入ったキーホルダー）</p>
エンディングプランサポート事業	エンディングプランサポート事業実施要綱	<p>次の要件を全て満たす方</p> <p>①市内に居住する65歳以上の者</p> <p>②身寄りがない者又はそれに準じる者</p> <p>③生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。</p> <p>④本人及び同一生計の世帯員（以下「本人等」という。）の月収の合計が、生活保護法の規定による最低生活費に1.3を乗じて得た額（次号において「基準額」という。）以下であること。</p> <p>⑤本人等の預貯金の合計額が、基準額に1.2を乗じて得た額以下であること。</p> <p>⑥本人等に所有する不動産がない、又は本人等が所有する土地（マンションに係るものを除く。）に係る固定資産税評価額の合計が社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会による不動産担保型生活資金貸付けにおける所有不動産要件の概算評価基準額未満であること。</p>	<p>高齢者に対し、協力事業者と連携して、次に掲げる支援を提供する。</p> <p>①自身の死後の葬儀、納骨等に係る協力事業者との生前契約（以下「生前契約」という。）に関する情報を提供すること。</p> <p>②生前契約を締結した高齢者について、次に掲げる事項に係る支援プラン（以下「支援プラン」という。）を策定し、当該高齢者の死後の葬儀、納骨等の円滑な実施を図ること。</p> <p>ア 生前契約の履行</p> <p>イ 訪問、電話等による安否確認の実施（希望者に限る。）</p> <p>ウ 死亡届出人の確保</p>

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明																																								
介護保険	介護保険法	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>第1号被保険者</td> <td>第2号被保険者</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>65歳以上の方</td> <td>40歳から64歳までの医療保険加入の方</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受給要件</td> <td rowspan="2">要介護・要支援</td> <td>原因を問わず要支援・要介護状態になったとき</td> </tr> <tr> <td> ○要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ○要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態) </td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業対象者</td> <td>生活機能の低下がみられ、基本チェックリストによりサービス・活動事業(第一号事業)の利用が必要と判定された方</td> </tr> </table>		第1号被保険者	第2号被保険者	対象者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険加入の方	受給要件	要介護・要支援	原因を問わず要支援・要介護状態になったとき	○要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ○要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)		事業対象者	生活機能の低下がみられ、基本チェックリストによりサービス・活動事業(第一号事業)の利用が必要と判定された方	<p>○介護サービスの内容</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>第1号被保険者</td> <td>第2号被保険者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護サービスの種類</td> <td>要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5</td> <td> ○居宅介護サービス 【訪問サービス】・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問看護 など 【通所サービス】・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 など ○地域密着型介護サービス ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) など ○施設サービス ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 など </td> </tr> <tr> <td>要支援1 要支援2</td> <td> ○介護予防サービス 【訪問サービス】・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問看護 など 【通所サービス】・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 など ○地域密着型介護予防サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など ○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス </td> </tr> <tr> <td>事業対象者</td> <td>○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス</td> <td></td> </tr> </table> <p>○利用できるサービスの支給限度額のめやす(1か月当たり) (居宅サービス) (円)</p> <table border="1"> <tr> <td>要 介 護 度</td> <td>支 給 限 度 額</td> </tr> <tr> <td>要 支 援 1</td> <td>50,320</td> </tr> <tr> <td>要 支 援 2</td> <td>105,310</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 1</td> <td>167,650</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 2</td> <td>197,050</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 3</td> <td>270,480</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 4</td> <td>309,380</td> </tr> <tr> <td>要 介 護 5</td> <td>362,170</td> </tr> </table> <p>※自己負担は支給限度額の1割～3割</p>		第1号被保険者	第2号被保険者	介護サービスの種類	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	○居宅介護サービス 【訪問サービス】・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問看護 など 【通所サービス】・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 など ○地域密着型介護サービス ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) など ○施設サービス ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 など	要支援1 要支援2	○介護予防サービス 【訪問サービス】・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問看護 など 【通所サービス】・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 など ○地域密着型介護予防サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など ○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス	事業対象者	○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス		要 介 護 度	支 給 限 度 額	要 支 援 1	50,320	要 支 援 2	105,310	要 介 護 1	167,650	要 介 護 2	197,050	要 介 護 3	270,480	要 介 護 4	309,380	要 介 護 5	362,170
			第1号被保険者	第2号被保険者																																							
対象者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険加入の方																																									
受給要件	要介護・要支援	原因を問わず要支援・要介護状態になったとき																																									
		○要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ○要支援状態 (日常生活に支援が必要な状態)																																									
	事業対象者	生活機能の低下がみられ、基本チェックリストによりサービス・活動事業(第一号事業)の利用が必要と判定された方																																									
	第1号被保険者	第2号被保険者																																									
介護サービスの種類	要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	○居宅介護サービス 【訪問サービス】・訪問介護(ホームヘルプサービス) ・訪問看護 など 【通所サービス】・通所介護(デイサービス) ・通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 など ○地域密着型介護サービス ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) など ○施設サービス ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 など																																									
	要支援1 要支援2	○介護予防サービス 【訪問サービス】・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防訪問看護 など 【通所サービス】・介護予防通所リハビリテーション 【短期入所サービス】・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) など 【その他のサービス】・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 など ○地域密着型介護予防サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) など ○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス																																									
事業対象者	○サービス・活動事業(第一号事業) ・訪問型サービス ・通所型サービス																																										
要 介 護 度	支 給 限 度 額																																										
要 支 援 1	50,320																																										
要 支 援 2	105,310																																										
要 介 護 1	167,650																																										
要 介 護 2	197,050																																										
要 介 護 3	270,480																																										
要 介 護 4	309,380																																										
要 介 護 5	362,170																																										

名 称	関 係 法 令	対 象 者	説 明																														
後期高齢者医療制度の自己負担額	高齢者の医療の確保に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・ 75歳以上の方 ・ 65歳～75歳未満で一定の障害のある方で、埼玉県後期高齢者医療広域連合に申請して認定を受けた方 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">自己負担限度額（月額）</th> <th rowspan="2">入院時食事代負担額（1食あたり）</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>外来（個人ごと）</th> <th>外来+入院（世帯合算）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現役並所得者医療費3割負担</td> <td>現役Ⅲ</td> <td>252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当140,100円)</td> <td rowspan="6">510円（指定難病者は300円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床に入院中及び合併症当により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）</td> </tr> <tr> <td>現役Ⅱ</td> <td>167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当93,000円)</td> </tr> <tr> <td>現役Ⅰ</td> <td>80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当44,400円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般医療費2割負担</td> <td rowspan="2">一般Ⅱ</td> <td rowspan="2">18,000円または【6,000円+医療費が30,000円を超えた場合、その超過分の10%を加算】のうち低い方を適用 (年間上限14.4万円)</td> <td rowspan="3">57,600円 (多数回該当44,400円)</td> </tr> <tr> <td>一般Ⅰ</td> <td>18,000円 (年間上限14.4万円)</td> </tr> <tr> <td>低所得者医療費1割負担</td> <td>低所得者区分Ⅱ</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> <td>90日までは240円 90日を超えると190円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低所得者区分Ⅰ</td> <td>15,000円</td> <td>110円</td> </tr> </tbody> </table>	自己負担限度額（月額）			入院時食事代負担額（1食あたり）	所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）	現役並所得者医療費3割負担	現役Ⅲ	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当140,100円)	510円（指定難病者は300円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床に入院中及び合併症当により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）	現役Ⅱ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当93,000円)	現役Ⅰ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当44,400円)	一般医療費2割負担	一般Ⅱ	18,000円または【6,000円+医療費が30,000円を超えた場合、その超過分の10%を加算】のうち低い方を適用 (年間上限14.4万円)	57,600円 (多数回該当44,400円)	一般Ⅰ	18,000円 (年間上限14.4万円)	低所得者医療費1割負担	低所得者区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までは240円 90日を超えると190円		低所得者区分Ⅰ	15,000円	110円
			自己負担限度額（月額）			入院時食事代負担額（1食あたり）																											
			所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯合算）																												
			現役並所得者医療費3割負担	現役Ⅲ	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当140,100円)	510円（指定難病者は300円に据え置かれます。平成28年3月31日において、既に1年を超えて精神病床に入院中及び合併症当により転退院した場合で同日内に再入院する方は、経過措置により260円に据え置かれます。）																											
				現役Ⅱ	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当93,000円)																												
				現役Ⅰ	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超過分の1%を加算 (多数回該当44,400円)																												
			一般医療費2割負担	一般Ⅱ	18,000円または【6,000円+医療費が30,000円を超えた場合、その超過分の10%を加算】のうち低い方を適用 (年間上限14.4万円)		57,600円 (多数回該当44,400円)																										
一般Ⅰ	18,000円 (年間上限14.4万円)																																
低所得者医療費1割負担	低所得者区分Ⅱ	8,000円	24,600円	90日までは240円 90日を超えると190円																													
	低所得者区分Ⅰ		15,000円	110円																													

名 称	関係法令	対 象 者	説 明																																				
老 齢 福 祉 年 金	国民年金法	<ul style="list-style-type: none"> ・明治44年4月1日以前生まれの人 ・明治44年4月2日から大正5年4月1日に生まれた人で、国民年金保険料納付済期間が1年未満で、かつ保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が生年月日により4年1か月から7年1か月以上ある方。 	満70歳から支給 全部支給 424,900円/年																																				
抛 出 年 金	国民年金法		<p>老齢基礎年金 原則として65歳から支給。満60歳から繰上げ支給可能。 (令和7年4月1日現在)</p> <p>昭和31年4月2日以後生まれの人……831,700円 昭和31年4月1日以前生まれの人……829,300円</p> <p>繰上げによる支給率</p> <p>昭和37年4月1日以前生まれの人</p> <p>※請求月から65歳の誕生日の前月までの月数×0.5＝減額率</p> <table border="0"> <tr> <td>60歳</td><td>— 70%</td> <td>63歳</td><td>— 88%</td> </tr> <tr> <td>61歳</td><td>— 76%</td> <td>64歳</td><td>— 94%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td><td>— 82%</td> <td>65歳</td><td>— 100%</td> </tr> </table> <p>昭和37年4月2日以降生まれの人</p> <p>※請求月から65歳の誕生日の前月までの月数×0.4＝減額率</p> <table border="0"> <tr> <td>60歳</td><td>— 76%</td> <td>63歳</td><td>— 90.4%</td> </tr> <tr> <td>61歳</td><td>— 80.8%</td> <td>64歳</td><td>— 95.2%</td> </tr> <tr> <td>62歳</td><td>— 85.6%</td> <td>65歳</td><td>— 100%</td> </tr> </table> <p>障害基礎年金 (旧法の福祉年金を含む)</p> <p>1級 昭和31年4月2日以後生まれの人……1,039,625円/年 昭和31年4月1日以前生まれの人……1,036,625円/年</p> <p>2級 昭和31年4月2日以後生まれの人……831,700円/年 昭和31年4月1日以前生まれの人……829,300円/年</p> <p>子の加算 子1人……239,300円/年 子2人……478,600円/年 子3人……558,400円/年</p> <p>遺族基礎年金 配偶者と子が受けとるとき(旧法の母子年金を含む)子が受けとるとき(旧法の遺児年金を含む)</p> <p>昭和31年4月2日以後生まれの人……831,700円 昭和31年4月1日以前生まれの人……829,300円</p> <p>子の加算</p> <table border="0"> <tr> <td>配偶者と子1人</td><td>……239,300円/年</td> <td>子1人</td><td>……0円/年</td> </tr> <tr> <td>配偶者と子2人</td><td>……478,600円/年</td> <td>子2人</td><td>……239,300円/年</td> </tr> <tr> <td>配偶者と子3人</td><td>……558,400円/年</td> <td>子3人</td><td>……319,100円/年</td> </tr> </table>	60歳	— 70%	63歳	— 88%	61歳	— 76%	64歳	— 94%	62歳	— 82%	65歳	— 100%	60歳	— 76%	63歳	— 90.4%	61歳	— 80.8%	64歳	— 95.2%	62歳	— 85.6%	65歳	— 100%	配偶者と子1人	……239,300円/年	子1人	……0円/年	配偶者と子2人	……478,600円/年	子2人	……239,300円/年	配偶者と子3人	……558,400円/年	子3人	……319,100円/年
60歳	— 70%	63歳	— 88%																																				
61歳	— 76%	64歳	— 94%																																				
62歳	— 82%	65歳	— 100%																																				
60歳	— 76%	63歳	— 90.4%																																				
61歳	— 80.8%	64歳	— 95.2%																																				
62歳	— 85.6%	65歳	— 100%																																				
配偶者と子1人	……239,300円/年	子1人	……0円/年																																				
配偶者と子2人	……478,600円/年	子2人	……239,300円/年																																				
配偶者と子3人	……558,400円/年	子3人	……319,100円/年																																				

2 生活保護等

	令和5年4月1日現在	令和6年4月1日現在	令和7年4月1日現在
人口	145,360 人	144,262 人	142,880 人
被保護世帯	1,051 世帯	1,067 世帯	1,088 世帯
被保護人員	1,298 人	1,293 人	1,325 人
保護率	0.893 %	0.896 %	0.927 %

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活扶助	663,219,673 円	661,544,750 円	681,746,945 円
住宅扶助	412,291,989 円	414,870,194 円	425,318,112 円
教育扶助	6,367,977 円	5,647,208 円	5,136,213 円
介護扶助	78,772,522 円	79,569,489 円	75,921,436 円
医療扶助	1,058,830,938 円	1,034,774,926 円	1,196,149,287 円
出産扶助	489,180 円	571,300 円	646,200 円
生業扶助	3,642,152 円	3,617,504 円	3,266,389 円
進学準備給付金	700,000 円	500,000 円	300,000 円
就労自立給付金	1,112,070 円	1,058,371 円	654,151 円
葬祭扶助	4,050,981 円	4,650,046 円	4,700,141 円
保護施設事務費	4,049,052 円	6,478,300 円	5,621,311 円
日常生活支援 住居施設委託事務費	265,720 円	218,300 円	0 円
計	2,233,792,254 円	2,213,500,388 円	2,399,460,185 円

住居確保給付金

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給延べ月数	159 月	25 月	66 月
支給金額	6,289,100 円	1,097,500 円	2,843,500 円
1月あたり支給額	39,600 円	43,900 円	43,100 円

3 児童福祉

(1) 公立保育所一覧表

令和7年4月1日現在

施設名	利用定員	保育実施人数		設置年月日
		三歳未満児	三歳以上児	
豊岡保育所	150	23	44	昭26.9.16
金子第一保育所	120	19	36	昭30.4.1
金子第二保育所	84	9	26	昭31.5.1
藤沢保育所	120	29	48	昭28.5.1
藤沢第二保育所	120	30	64	昭45.11.1
宮寺保育所	120	12	34	昭34.4.2
二本木保育所	60	9	24	昭43.4.1
東金子保育所	90	19	49	昭48.8.1
高倉保育所	90	16	39	昭50.6.1
西武中央保育所	90	27	65	昭53.4.1
合計	1,044	193	429	

(2) 私立保育園・認定こども園

令和7年4月1日現在

施設名	利用定員	保育実施人数		設置年月日
		三歳未満児	三歳以上児	
豊岡保育園	80	23	56	大15.4.6
あけぼの保育園	120	39	70	昭31.4.1
いるま保育園	120	53	74	昭48.4.1
こどものくに保育園	90	30	56	昭50.6.1
ゆりかご保育園	120	29	64	昭52.4.1
しらさぎ保育園	90	41	54	昭52.4.1
ChaCha Children Iruma	120	55	66	昭54.4.1
あけぼの保育園分園	29	9	18	平16.4.1
わかばの森保育園	20	22	0	平17.4.1
杏ほいくえん	90	35	58	平19.4.1
木の実保育園	69	31	39	平19.4.1
むさしっこ保育園	68	30	32	平20.4.1
どろんこ保育園	70	31	35	平27.4.1
黒須保育園	60	11	26	令6.4.1
おおぎこども園 (認定こども園)	(教育) 15	0	18	平31.4.1
	(保育) 120	52	63	
おおぎ第二こども園 (認定こども園)	(教育) 15	0	15	令5.4.1
	(保育) 60	34	21	
合計	1,356	525	765	

(3) 小規模保育

令和7年4月1日現在

施設名	利用定員	保育実施人数		設置年月日
		三歳未満児	三歳以上児	
すくすく保育園	19	16	0	平27.4.1
おひさま保育園	11	10	0	平27.4.1
武蔵藤沢めぐみ保育園	16	12	0	平27.4.1
みつばち保育園	19	18	0	平27.7.1
夢の森ほのぼのハニー 保育園	19	18	0	平29.4.1
スクルドエンジェル保 育園久保稻荷園	19	17	0	令3.1.1
むさし保育園	19	15	0	令3.4.1
合計	122	106	0	

(4) 学童保育室（公設公営 20 施設、*公設民営 5 施設）

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	所在地	定員	学 年 別 内 訳							入室率 (%)	開設年月日 注 1
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計		
豊岡学童保育室	向陽台 1-1-14	40	13	13	4	6	2	1	39	97.5	昭 48.8.21 (R4.4.1)
豊岡第二学童保育室		40	13	9	6	4	1	0	33	82.5	令 4.4.1
藤沢学童保育室	上藤沢 384-3	40	16	18	14	0	0	0	48	120.0	昭 51.8.1 (H6.4.28)
西武学童保育室	野田 498	40	21	13	5	0	0	1	40	100.0	昭 54.10.1 (平 27.4.1)
西武第二学童保育室		40	23	13	4	0	0	0	40	100.0	平 27.4.1
東金子学童保育室	小谷田 1524	40	16	22	8	0	0	0	46	115.0	昭 56.6.1 (R4.4.1)
*藤沢北学童保育室	東町 7-7-1	40	15	15	9	0	0	0	39	97.5	昭 58.6.1 (R4.4.1)
*藤沢北第二学童保育室		40	17	16	6	0	0	0	39	97.5	令 4.4.1
*藤沢北第三学童保育室		40	12	12	15	0	0	0	39	97.5	令 4.4.1
高倉学童保育室	高倉 4-14-7	40	15	12	20	0	0	0	47	117.5	昭 59.4.1 (R4.4.1)
黒須学童保育室	春日町 2-14-59	70	32	33	15	0	0	0	80	114.3	昭 62.4.1
扇学童保育室	久保稻荷 5-7-14	60	20	8	16	5	0	0	49	81.7	平元.4.1
扇第二学童保育室		50	14	13	8	8	2	0	45	90.0	平 22.4.1
*金子学童保育室	西三ツ木 150	50	13	9	8	12	1	1	44	88.0	平 2.7.1
*金子第二学童保育室		40	16	7	4	5	2	0	34	85.0	平 29.4.1
狭山学童保育室	二本木 71-1	70	16	17	15	8	0	2	58	82.9	平 3.7.1 (H20.4.1)
藤沢南学童保育室	上藤沢 37-2	40	5	11	11	6	2	0	35	87.5	平 4.4.1 (H30.4.1)
藤沢南第二学童保育室		40	9	10	7	6	1	1	34	85.0	平 30.4.1
藤沢東学童保育室	東藤沢 7-9-1	70	13	17	9	7	4	1	51	72.9	平 5.4.1
藤沢東第二学童保育室		40	12	15	9	6	3	2	47	117.5	令 2.4.1
仏子学童保育室	仏子 433-1	50	18	20	4	5	1	0	48	96.0	平 8.4.1
宮寺学童保育室	宮寺 594-1	40	11	11	10	3	0	0	35	87.5	平 12.11.1
新久学童保育室	新久 500	60	21	12	8	7	3	0	51	85.0	平 17.4.1
東町学童保育室	向陽台 2-1009-3	55	15	12	9	4	0	0	40	72.7	平 19.4.1
東町第二学童保育室		40	16	9	13	2	0	0	40	100.0	平 31.4.1
合 計		1,175	392	347	237	94	22	9	1,101	93.7	

注1 開設年月日（ ）は改築年月日

(5) 学童保育室（民設民営）

令和 7 年 4 月 1 日現在

名 称	所在地	定員	学 年 別 内 訳							入室率 (%)	開設年月日
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計		
アフタールーム「チポリーノ」	下藤沢 1304-2	26	5	7	7	4	5	1	29	111.5	令 2.4.1
LEGATO	扇台 6-10-22	30	6	12	9	6	4	2	39	130.0	令 4.4.1
スキップキッズ	野田 554	40	2	0	12	6	0	1	21	52.5	令 5.4.1
合 計		96	13	19	28	16	9	4	89	92.7	

4 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳所持者数

区	分	R5.3.31 現在	R6.3.31 現在	R7.3.31 現在
	1 級	1, 424	1, 450	1, 460
	2 級	601	600	599
	3 級	622	626	596
	4 級	1, 035	1, 039	1, 034
	5 級	234	238	230
	6 級	234	243	243
	計	4, 150	4, 196	4, 162

(2) 療育手帳所持者数

区	分	R5.3.31 現在		R6.3.31 現在		R7.3.31 現在	
㊤ (最重度)	18歳未満	35	184	37	196	42	200
	18歳以上	149		159		158	
A (重 度)	18歳未満	53	230	50	225	48	229
	18歳以上	177		175		181	
B (中 度)	18歳未満	54	335	57	346	68	376
	18歳以上	281		289		308	
C (軽 度)	18歳未満	167	387	166	402	161	404
	18歳以上	220		236		243	
計	18歳未満	309	1,136	310	1,169	317	1,209
	18歳以上	827		859		884	

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

区	分	R5.3.31 現在	R6.3.31 現在	R7.3.31 現在
	1 級	135	126	147
	2 級	1, 007	1, 063	1, 166
	3 級	572	612	669
	計	1, 714	1, 801	1, 982

5 高齢者福祉

(1) 健康推進クラブ数(地区別) 令和7年5月1日現在

地区別	豊岡	東金子	金子	宮寺	藤沢	西武	合計
クラブ数	18	4	5	5	8	11	51
会員数	799	198	250	419	439	707	2,812

- 健康推進クラブへの補助金……………3,665,500円
- 健康推進クラブ連合会補助金……………554,700円

(2) 老人福祉センター
ア 施設の概要

名 称	旧 入間市老人福祉センター “やまゆり荘”
所 在 地	入間市宮寺2655番地1
敷 地 面 積	5,660.65㎡
建 物 面 積	建1,667.29㎡ 延1,533.45㎡
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート平屋建
利 用 定 員	230名
設 置 年 月 日	平成5年5月28日
建 設 費	628,180,000円 財源内訳 { 国庫補助金 91,200,000円 一般財源 536,980,000円 地方債 0円 寄付金 0円

令和7年3月31日をもって運営を終了しました。今後の施設の活用等については引き続き検討しています。

6 国民年金

(1) 被保険者加入状況

令和7年3月末現在

区 分	人 数
第 1 号 被 保 険 者	15,589人
任 意 加 入 被 保 険 者	233人
第 3 号 被 保 険 者	8,034人
合 計	23,856人

(2) 給付状況

ア 拠出年金（旧法）

令和7年3月末現在

区 分	受給者数	金 額	備 考
老 齢 年 金	120人	54,398,360円	5年年金含む
通算老齢年金	82人	19,177,194円	
障 害 年 金	19人	17,731,650円	
母 子 年 金	0人	0円	
遺 児 年 金	0人	0円	
合 計	221人	91,307,204円	

イ 基礎年金

令和7年3月末現在

区 分	受給者数	金 額
老 齢 基 礎 年 金	42,388人	30,053,740,284円
障 害 基 礎 年 金	1,230人	1,078,357,575円
障害基礎年金(30条4)	1,174人	1,039,144,375円
遺 族 基 礎 年 金	215人	177,458,805円
合 計	45,007人	32,348,701,039円

ウ 福祉年金

令和7年3月末現在

区 分	受給者数	金 額	備 考
老齢福祉年金	0人	0円	受給権者 0人

エ その他

令和7年3月末現在

区 分	受給者数	金 額
寡 婦 年 金	14人	5,061,538円

7 国民健康保険

(1) 国民健康保険税

ア 納 期 7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月の年8回

イ 賦課基準（過去5年間）

区 分	令和2年度～令和3年度			令和4年度～令和5年度			令和6年度		
	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護
所得割	$\frac{7.4}{100}$	$\frac{2.0}{100}$	$\frac{1.4}{100}$	$\frac{7.4}{100}$	$\frac{2.4}{100}$	$\frac{1.6}{100}$	$\frac{6.5}{100}$	$\frac{2.7}{100}$	$\frac{2.3}{100}$
資産割	$\frac{10}{100}$	—	—	$\frac{10}{100}$	—	—	—	—	—
均等割	20,000	8,000	12,000	20,000	10,000	13,000	35,000	16,000	16,000
平等割	3,000	—	—	3,000	—	—	—	—	—

ウ 賦課状況（過去5年間）

区分 年度別	世帯数 A	被保険 者 数 B (人)	現年度分 調定額 C (千円)	一世帯当 り調定額 C/A (円)	一人当 り調定額 C/B (円)	最高 限度額 (円)	最低額 (円)
令和2年 度（医療分 と支援分は 対象者が同 じ）	医療分 24,563	38,507	2,273,266	92,548	59,035	610,000	6,900
	支援分 24,563	38,507	646,845	26,334	16,798	190,000	2,400
	介護分 10,379	12,217	213,485	20,568	17,474	160,000	3,600
令和3年 度（医療分 と支援分は 対象者が同 じ）	医療分 24,541	37,996	2,221,038	90,503	58,454	630,000	6,900
	支援分 24,541	37,996	629,878	25,666	16,577	190,000	2,400
	介護分 10,150	11,837	205,344	20,230	17,347	170,000	3,600
令和4年 度（医療分 と支援分は 対象者が同 じ）	医療分 24,430	37,134	2,175,344	89,043	58,580	630,000	6,900
	支援分 24,430	37,134	733,828	30,037	19,761	190,000	3,000
	介護分 10,030	11,604	223,435	22,276	20,116	170,000	3,900
令和5年 度（医療分 と支援分は 対象者が同 じ）	医療分 23,637	35,249	1,998,144	84,534	56,686	650,000	6,900
	支援分 23,637	35,249	677,701	28,671	19,226	200,000	3,000
	介護分 9,800	11,281	208,234	21,248	18,458	170,000	3,900
令和6年 度（医療分 と支援分は 対象者が同 じ）	医療分 22,940	33,502	1,964,305	85,627	58,632	650,000	10,500
	支援分 22,940	33,502	828,798	36,128	24,738	220,000	4,800
	介護分 9,475	10,862	265,095	27,978	24,405	170,000	4,800

エ 収納状況（過去3年間）

（単位：円）

区分 年度	調 定 額	収 納 額	未 収 額	収 納 割 合	
4年度	現	3,132,608,200	2,983,113,370	(557,200) 148,937,630	95.23
	滞	448,716,201	136,728,673	(34,050,977) 277,936,551	30.47
	計	3,581,324,401	3,119,842,043	(34,608,177) 426,874,181	87.11
5年度	現	2,884,080,000	2,753,746,627	(50,900) 130,282,473	95.48
	滞	425,406,781	126,683,427	(41,463,647) 257,259,707	29.78
	計	3,309,486,781	2,880,430,054	(41,514,547) 387,542,180	87.04
6年度	現	3,058,200,000	2,901,861,342	(58,400) 156,280,258	94.89
	滞	386,969,592	117,195,130	(32,736,077) 237,038,385	30.29
	計	3,445,169,592	3,019,056,472	(32,794,477) 393,318,643	87.63

(2) 保険給付状況（過去3年間）

（単位：千円）

項 目			年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療 養 の 給 付	療	入院	件 数	6,575	6,562	6,347
			費 用 額	4,335,524	4,227,372	4,210,276
	入院外	件 数	245,582	235,781	223,872	
		費 用 額	4,365,469	4,145,040	3,932,988	
	養	歯科	件 数	63,210	62,470	58,672
			費 用 額	750,023	725,658	691,089
	合計	件 数	315,367	304,813	288,891	
		費 用 額	9,451,016	9,098,070	8,834,353	
	諸	薬剤支給	件 数	172,876	169,388	161,622
			費 用 額	2,185,960	2,126,948	2,016,329
	費	訪問看護	件 数	2,002	2,195	2,377
			費 用 額	152,360	167,415	193,528
	療養費	療養費	件 数	15,184	14,362	13,446
			費 用 額	134,130	130,026	129,460
その他の給付費	その他の給付費	件 数	429	370	344	
		支 給 額	40,383	47,509	49,457	
高額療養費	高額療養費	件 数	24,270	24,160	23,265	
		支 給 額	1,362,936	1,325,807	1,348,975	
移送費	移送費	件 数	1	0	0	
		支 給 額	100	0	0	

(3) 被保険者加入状況

令和6年3月末現在

区分	人口	被保険者数	加入割合	世帯数	国保世帯数	加入割合
令和元年度	147,542	33,986	23.03	66,060	21,595	32.69
令和2年度	146,808	33,656	22.93	66,722	21,636	32.43
令和3年度	146,074	32,400	22.18	67,072	21,109	31.47
令和4年度	145,360	30,630	21.07	67,769	20,409	30.12
令和5年度	144,262	29,118	20.18	68,175	19,738	28.95
令和6年度	142,880	27,624	19.33	68,553	19,160	27.95

(4) 療養の給付関係諸率

項目		年度別		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
入院	受診率 (%)	20.66	21.77	22.22
	一人当り費用額 (円)	136,196	140,244	147,372
	一件当り日数 (日)	16.35	17.01	16,855
	一件当り費用額 (円)	659,395	644,220	663,349
入院外	受診率 (%)	771.47	782.21	783.62
	一人当り費用額 (円)	137,137	137,513	137,666
	一件当り日数 (日)	1.46	1.44	1.44
	一件当り費用額 (円)	17,776	17,580	17,568
歯科	受診率 (%)	198.57	207.25	205.37
	一人当り費用額 (円)	23,561	24,074	24,190
	一件当り日数 (日)	1.62	1.58	1.55
	一件当り費用額 (円)	11,866	11,616	11,779
調剤・ 訪問	受診率 (%)	549.36	569.23	574.05
	一人当り費用額 (円)	73,456	76,116	77,352
	一件当り日数 (日)	1.23	1.24	1.25
	一件当り費用額 (円)	13,371	13,372	13,475

その他

出産育児一時金（一件当り）488,000円（令和5年4月1日より）

令和5年3月31日以前の出産については408,000円

*産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合12,000円加算

葬祭費（一件当り）50,000円（平成19年1月1日より）

8 健康福祉

(1) 健康福祉センター

ア 施設の概要

名 称	入間市健康福祉センター										
所 在 地	入間市大字上藤沢730番地1										
敷 地 面 積	17,279.18㎡										
建 築 面 積	4,004.59㎡										
延 床 面 積	7,955.77㎡										
建 物 の 構 造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)3階建										
設 置 年 月 日	平成15年4月1日										
建 設 費	総建設費 3,363,338千円 財源内訳 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">国庫補助金</td> <td style="border: none;">100,706千円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">県補助金</td> <td style="border: none;">80,000千円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">市 債</td> <td style="border: none;">1,768,700千円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">建設基金</td> <td style="border: none;">822,722千円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">一般財源</td> <td style="border: none;">591,210千円</td> </tr> </table>	国庫補助金	100,706千円	県補助金	80,000千円	市 債	1,768,700千円	建設基金	822,722千円	一般財源	591,210千円
国庫補助金	100,706千円										
県補助金	80,000千円										
市 債	1,768,700千円										
建設基金	822,722千円										
一般財源	591,210千円										

イ 開館時間及び休館日

☆開 館 時 間 午前8時30分から午後10時までです。

☆休 館 日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

ウ 使用料

☆施設使用料(団体利用施設に係る使用料)

(単位 円)

施 設 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時~正午	1時~5時	午後5時30分 ~午後10時*	午前9時~ 午後10時
201会議室	200	300	300	700
202会議室	200	300	300	700
203会議室	200	300	300	700
調理実習室	900	1,200	1,300	3,000
301会議室	1,800	2,400	2,700	6,200
302会議室	900	1,200	1,300	3,000
スタジオ	500	600	700	1,600

使用できる団体は、健康、医療、福祉、環境、文化、スポーツ及びまちづくり活動を目的とする団体に限ります。

※夜間の利用時間について、スタジオは午後9時までとなります。

☆施設使用料（個人利用施設に係る使用料）

（単位 円）

施設名	利用区分	料金
トレーニング室	1回券	400
	回数券（11回券）	4,000
	シャワー利用/1回	100
	超過料金/2時間	400
	障害者	100

【トレーニング室の利用について】

- 利用時間： 月～土曜日 午前9時～午後9時（受付は午後8時まで）
日曜日・祝日 午前9時～午後5時（受付は午後4時まで）
- 利用条件： 15歳以上（中学生を除く）でセンターが行う講習を修了した方
- 使用料： ※市内、所沢市、狭山市、飯能市、若しくは日高市の区域内に住所を有しない方（市内に在勤、又は在学する方を除く。）の使用料は、倍額となります。
※令和6年4月1日から、65歳以上の区分を廃止した料金となっています。

☆健康診断に係る費用

（単位 円）

健康診断の種類		対象	金額	
人間ドック		28歳以上の方	37,000	
人間ドックオプション	喀痰（かくたん）検査	人間ドックオプション検査を希望する方	3,000	
	婦人科検査		乳がん検査	2,000
			子宮頸がん検査	3,000
	腫瘍マーカー検査		4,400	
	胃がんリスク検査		5,000	
市民健康診断		16歳以上40歳未満の市民（職場等で受診機会がある方は除く）	1,300	
胃がん検診	胃部エックス線検査	16歳以上30歳未満の市民（職場等で受診機会がある方は除く）	1,400	
	胃内視鏡検査	50歳以上の市民で前年度に同検査を受診していない方	3,000	
肝炎ウイルス検診		40歳以上の市民で過去に同検査をしたことがない方	700	
前立腺がん検診		50歳以上の男性市民	1,000	

(2) 成人健（検）診の受診状況

健（検）診名	令和6年度 対象者（人）	令和6年度 受診者（人）	受診率（%）	要精密検査（人）
胃がん検診 （30歳以上）	52,618	3,669	6.97	100
（16歳以上30歳未満）	9,159	14	0.15	0
子宮頸がん検診	33,839	6,833	20.19	137
乳がん検診	29,082	5,428	18.66	388
肺がん・結核検診	61,777	13,577	21.98	773
大腸がん検診	52,618	10,139	19.27	706
前立腺がん検診	18,673	2,604	13.95	334
成人歯科検診	7,938	595	7.50	503
骨粗しょう症検診	3,129	276	8.82	81
市民健康診断	—	280	—	—
肝炎ウイルス検診（節目）	—	32	—	0
（節目外）	—	386	—	3

(3) 予防接種の受診状況

予 防 接 種 名	令和6年度 接種者（件）	令和5年度 接種者（件）	増減（件）	備 考
ヒブ（H i b）	860	2,632	-1,772	5種混合導入により大幅減少
小児用肺炎球菌	2,482	2,639	-157	
5種混合	1,612	—	—	令和6年度より定期接種に導入
4種混合	966	2,825	-1,859	5種混合導入により大幅減少
3種混合	1	—	—	
二種混合	886	799	87	
BCG	571	684	-113	
水痘	1,263	1,294	-31	
麻しん風しん混合	1,530	1,648	-118	
日本脳炎	3,681	3,530	151	
HPV（子宮頸がん）	4,753	2,058	2,695	令和6年度までキャッチアップ 接種実施（一部一年延長）
B型肝炎	1,801	1,923	-122	
ロタウイルス	1,346	1,407	-61	
風しん追加対策	75	82	-7	平成31年4月から令和7年 3月31日までの6年間

高齢者インフルエンザ	19,006	21,052	-2,046	
高齢者新型コロナウイルス感染症	5,729			令和6年度より定期接種開始
高齢者肺炎球菌	308	1,545	-1,237	令和6年度より65歳のみ対象

(4) 乳幼児健診の受診状況

(令和6年度)

健診名	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
3～4か月児健診	633	611	96.52
1歳6か月児健診	728	699	96.02
3歳児健診	824	803	97.45

(5) トレーニング室の利用状況

(令和6年度)

利用形態		利用延人数(人)	利用率(%)
個人利用者	70歳以上	13,884	45.1
	60歳代	6,525	21.2
	50歳代	5,466	17.7
	40歳代	2,433	7.9
	30歳代	1,437	4.7
	20歳代	789	2.6
	10歳代	259	0.8
	小計	30,793	100.0
初回講習会参加者	65歳以上	103	22.2
	65歳未満	361	77.8
	小計	464	100.0
再講習会参加者	65歳以上	36	35.3
	65歳未満	66	64.7
	小計	102	100.0
合計 (年間利用延人数)		31,359	